

年金時効特例法について

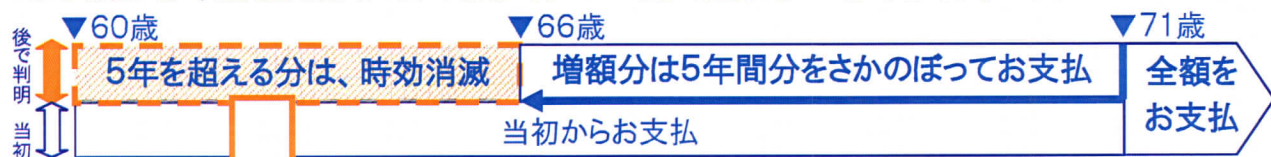
年金記録の訂正による年金の増額分は、時効により消滅した分を含めて、ご本人または、遺族の方へ全額をお支払いします。

今までは

年金記録が訂正された結果、年金が増額した場合でも、時効消滅により直近の5年間分の年金に限ってお支払いしていました。

〔具体例 ①〕

60歳から年金を受給していた方で、71歳で追加すべき年金記録が見つかった場合



〔具体例 ②〕 72歳の時に年金記録が見つかり、年金の受給資格があることが分かった場合



※ 受給権発生の年齢は、個人により異なります。

これからは

年金時効特例法の成立により、この部分も全期間さかのぼってお支払いします

対象となる方

1. 既に年金記録が訂正されている方

- 1 年金記録の訂正により年金額が増えた方
⇒ 〔年金（老齢・障害・遺族）の時効消滅分が全期間遡って支払われます〕
- 2 年金記録の訂正により年金の受給資格が確認され、新たに年金をお支払いすることとなった方
⇒ 〔年金（老齢・障害・遺族）の時効消滅分が全期間遡って支払われます〕
- 3 ①や②に該当する方が、亡くなられている場合には、そのご遺族の方
⇒ 〔未支給年金の時効消滅分が支払われます〕
※ ご遺族の範囲は、お亡くなりになった当時、生計を同じくされていた方に限り、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順となります。

2. 今後、年金記録が訂正される方

- 4 今後、年金記録が訂正された結果、上記①～③と同じように年金額が増える方
⇒ 〔増額された年金や未支給年金が全期間分支払われます〕

必要な手続は

○ 今後、年金記録が訂正される方

記録の訂正の手続以外に特別の手続は必要ありません。

年金記録の訂正に合わせて自動的に手続を行い、5年を経過した分の年金額もお支払いします。

○ 既に、年金を受給開始後に年金記録が訂正されている受給者の方

・できる限り簡単に手続をしていただけるよう、あらかじめ必要な記載事項を印字した用紙を順次発送いたします。（平成19年9月～）

・今すぐに手続をしていただくこともできます。その場合には、お近くの年金事務所に、必要な書類をご提出（または郵送）していただきますようお願いいたします。

- ※ 郵送で手続をされる際に必要となる用紙は、下記のお問い合わせ先からお取り寄せいただくか、日本年金機構ホームページからプリントアウトしていただきますようお願いいたします。
- ※ 年金記録の訂正によって初めて年金の受給要件を満たすこととなる方は、年金記録の訂正から1年以内に年金の請求手続きをしていただきますよう、お願いいたします。
- ※ お手続からお支払いまでの期間は、通常は2～3ヶ月程度です。
なお、年金額計算が複雑なケースでは、更に時間がかかる場合があります。
お支払いの前に、審査結果・振込等のお知らせをいたします。

窓口での手続の際に、お持ちいただくもの

以下の書類をお持ちいただきますようお願いいたします。

【年金を受給している方の場合】

- 手続にお越しの際は、「年金証書」、「振込通知書」など、基礎年金番号・年金コードが確認できるもの

【未支給年金を受けたことがあるご遺族が手続をされる場合】

- 亡くなられた方が受けていた年金の「振込通知書」「未支給年金支給決定通知書」など、亡くなられた方の基礎年金番号・年金コードが確認できるもの
- 手続をされる方のご本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）
- 振込を希望される金融機関の預金口座の通帳

【未支給年金を受けたことがないご遺族が手続をされる場合】

- 下記のお問い合わせ先に必要となる書類をお問い合わせください。

※ ご本人以外の方が代理で手続をされる場合は、次のものをお持ちいただきますようお願いいたします。

- ・委任状
- ・委任を受けた方（実際に窓口に来られる方）の身分証明書（運転免許証等）

※ 未支給年金とは、年金を受けられる方が亡くなられた時に、まだその方へのお支払いが済んでいなかった年金のことです。

詳しくは、お近くの「年金事務所」または、
「ねんきんダイヤル」0570-05-1165（平日8:30～17:15）までお願いします。

日本年金機構ホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/>）

厚生労働省・日本年金機構